

平成 22 年 11 月 25 日

社会保障審議会 介護保険部会  
部会長 山 崎 泰 彦 殿

社会保障審議会介護保険部会  
委員 川合 秀治

## コンクリートから人へ

- \* 民主党のマニフェスト ! or ?
  - \* 「p a y a s y o u g o」の原則
  - \* このままでは . . .
- 壊滅的状况に
- \* 介護保険は『介護事故』のため
  - \* 補足給付は『福祉的救貧対策』
  - \* 約 1 2 0 0 億円の政治判断

## 第5期介護保険料水準抑制のためには、補足給付の財源見直しを！

【社保審介護保険部会に提出された保険料軽減措置  
(基金取り崩し以外のもの)】

| 項 目                                                     | 国 庫      | 地 方      |
|---------------------------------------------------------|----------|----------|
| <b>高所得者の自己負担引き上げ(※1)</b><br>第6段階の自己負担2割、高額介護サービス費の上限維持  | ▲110億円程度 | ▲100億円程度 |
| <b>居宅介護支援の自己負担導入(※2)</b><br>居宅介護支援月1千円、介護予防支援月500円の自己負担 | ▲90億円程度  | ▲80億円程度  |
| <b>補足給付の支給要件の厳格化(※2)</b><br>市町村が施設入所前世帯の所得などを支給要件に追加可能  | ▲20億円程度  | ▲30億円程度  |
| <b>多床室の室料負担の見直し(※2)</b><br>第4段階以上から3施設の多床室の室料月5千円を徴収    | ▲40億円程度  | ▲50億円程度  |
| <b>軽度者の自己負担の引き上げ(※2)</b><br>予防給付の自己負担2割                 | ▲120億円程度 | ▲100億円程度 |
| <b>第2号保険料の総報酬割1/3導入(※1)</b>                             | ▲430億円程度 |          |

補足給付の公費負担相当額を保険料軽減措置にあてることで、利用者負担増を抑えることが出来る！(※3)或は、補足給付の保険金分をコンクリートから回せば・・・(※4)

【平成20年度の  
補足給付額】

合 計:2,397億円

【利用者負担増  
による捻出】

公費:530億円  
国庫:270億円  
地方:260億円

(内訳)

公 費:1,198億円  
(※3) 国庫:488億円  
地方:710億円

保険料:1,198億円  
(※4)

補足給付は本来、介護保険財源からではなく、福祉予算から捻出されるべきものである。

(第36回社会保障審議会介護保険部会資料より作成)